

指定短期入所生活介護事業所の利用料の額

1. 基本料金

① 施設利用料

《多床室》

令和6年6月1日改正

単位：円/日

要介護度と利用料金 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）		要介護 1 603 単位	要介護 2 672 単位	要介護 3 745 単位	要介護 4 815 単位	要介護 5 884 単位
		6,362	7,090	7,860	8,598	9,326
機能訓練体制加算 (12 単位)		127				
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (18 単位)		190				
夜勤職員配置加算（Ⅰ） (13 単位)		137				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 単位数の 14 %		950	1,055	1,161	1,266	1,372
利用料金合計 A		7,766	8,599	9,475	10,318	11,152
保険から給付される金額 B	1 割負担	6,989	7,739	8,527	9,286	10,036
	2 割負担	6,212	6,879	7,580	8,254	8,921
	3 割負担	5,436	6,019	6,632	7,222	7,806
利用料自己負担額 C=A-B	1 割負担	777	860	948	1,032	1,116
	2 割負担	1,554	1,720	1,895	2,064	2,231
	3 割負担	2,330	2,580	2,843	3,096	3,346
居室に係る自己負担額 D		別紙①に記載する利用者負担段階ごとの滞在費の額				
食費に係る自己負担額 E		別紙①に記載する利用者負担段階ごとの食費の額				
自己負担額の合計 C + D + E						

厚生労働大臣が定める 1 単位の単価：10.55 円（五級地の地域区分）

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて利用料の自己負担額を変更します
また、上記加算の他に下記の加算を算定することがあります。

加算名	単位数	主な内容（別に厚生労働大臣が定める基準に適合した場合に算定）
生活機能向上連携加算	100 単位 (月)	訪問事業所等の理学療法士等が施設を訪問し、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成等を行った場合に算定。
個別機能訓練加算	56 単位 (日)	専任の理学療法士等を一名以上配置しており、個別機能訓練計画を作成し機能訓練を適切に提供した場合に算定。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で計画を作成し、見直し等を行っていることが必要。
看護体制加算（Ⅰ）	4 単位	常勤の看護師を一名以上配置している場合に 1 日につき加算。
看護体制加算（Ⅱ）	8 単位 (日)	看護職員を、常勤換算方法で利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上配置した場合に算定。24 時間連絡できる体制確保が必要。
看取り連携体制加算	64 単位 (日)	看護体制加算（Ⅱ）を算定しているか、または看護体制加算（Ⅰ）を算定しており、かつ、看護職員と 24 時間連絡できる体制を確保している場合において、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して方針の内容を説明し、同意を得ていること。
医療連携強化加算	58 単位 (日)	喀痰吸引等を実施している状態の方に対して加算。看護体制加算（Ⅱ）を算定していることが必要。在宅中重度者受入加算を算定時は算定不可。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位 (日)	認知症の行動・心理症状により在宅での生活が困難であり、緊急に利用した場合、利用した日から起算して 7 日を限度として算定。
若年性認知症入所者受入加算	120 単位 (日)	若年性認知症入所者にサービスを提供した場合に算定。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定不可。
送迎加算	184 単位 (片道)	利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要な利用者に対して、その居宅とこもれびの郷との間の送迎を行う場合に算定。

緊急短期入所受入加算	90 単位 (日)	利用者の状態や家族等の事情により、緊急にサービスが必要となった方に対し7日を限度として算定。認知症行動緊急対応加算を算定時は算定不可。
長期利用者減算	30 単位	連続して30日を超えた場合に1日につき減算。
療養食加算	8 単位	療養食(糖尿病食等)を提供したときに、1日につき3回を限度として算定。
口腔連携強化加算	50 単位 (回)	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定可能。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科医療機関の歯科医師又は歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていることが必要。
在宅中重度者受入加算	(日) 421 単位 417 単位 413 単位 425 単位	訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合に算定。 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)不算定時に限る。) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合(看護体制加算(Ⅰ)不算定時に限る。) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 看護体制加算を算定していない場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位 (日)	認知症の入居者の割合が一定数以上であり、認知症介護実践リーダー研修を修了した職員を一定数以上配置した場合に算定。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位 (日)	さらに、認知症介護指導者研修を修了している職員を一名以上配置した場合に算定。※(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかのみ算定
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 単位 (月)	(Ⅱ)の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合において、職員間の適切な役割分担の取組等を行い、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提供した場合に算定。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位 (月)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催した上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合において、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合に算定。 ※(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれかのみ算定
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	14 %	介護職員の処遇を改善した場合に、総合計単位数の1000分の140に相当する単位数を算定。

② こもれびの郷の滞在費・食費の自己負担額 「別紙①」を参照

③ 日常生活費

R6.4.1 改正

プラン名	内 容	金 額
通常プラン	ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、ハンドタオル、フェイスタオル、バスタオル、シャンプー、体洗タオル、歯磨き粉、歯ブラシ、義歯洗浄剤、化粧水、美肌クリーム、コップ、ストロー	200円/日
安心プラン	ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、ハンドタオル、フェイスタオル、バスタオル、シャンプー、体洗タオル、歯磨き粉、歯ブラシ、義歯洗浄剤、化粧水、美肌クリーム、コップ、ストロー、洗顔フォーム、リップクリーム、ハンドクリーム、義歯ケース、義歯安定剤、ストローコップ、義歯ブラシ	300円/日

利用の都度個別にお支払いいただくもの

単位：円

品 目 名 等	単 位	価 格	入 手 方 法		備 考
			施設提供	各自入手	
理美容代（業者）	回	実 費		○	出張サービス
理容代	回	2,000	○		
華道クラブ材料費	回	実 費	○		
手芸クラブ材料費	回	実 費	○		
書道クラブ材料費	回	実 費	○		

H20.4.1 改正

2. その他

以下にお示しする費用は、別途実費をお支払いいただきます。

① 特別な食事の提供

② 施設サービスの提供以外の費用

単位：円

品 目 名 等	単 位	価 格	入 手 方 法		備 考
			施設提供	各自入手	
外部クリーニング代	回	実 費		○	施設は取り次ぎ
持込電化製品使用料	日	50	○		
新聞・雑誌等購入		実 費		○	施設は取り次ぎ
個人の嗜好に基づく「贅沢品」の購入		実 費		○	施設は取り次ぎ

H20.4.1 改正

指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用料の額

1. 基本料金

① 施設利用料

《多床室》

令和6年6月1日改正

単位：円／日

要介護度と利用料金 併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）		要支援 1 (451 単位)	要支援 2 (561 単位)
		4,758	5,919
機能訓練体制加算 (12 単位)		127	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (18 単位)		190	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 単位数の 14 %		707	876
利用料金合計 A		5,782	7,112
保険から給付される金額 B	1 割負担	5,203	6,400
	2 割負担	4,625	5,689
	3 割負担	4,047	4,978
利用料自己負担額 C=A-B	1 割負担	579	712
	2 割負担	1,157	1,423
	3 割負担	1,735	2,134
居室に係る自己負担額 D		別紙①に記載する利用者負担段階ごとの滞在費の額	
食費に係る自己負担額 E		別紙①に記載する利用者負担段階ごとの食費の額	
自己負担額の合計 C + D + E			

厚生労働大臣が定める 1 単位の単価：10.55 円（五級地の地域区分）

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて利用料の自己負担額を変更します
また、上記加算の他に下記の加算を算定することがあります。

加算名	単位数	主な内容（別に厚生労働大臣が定める基準に適合した場合に算定）
生活機能向上連携加算	100 単位 (月)	訪問事業所等の理学療法士等が施設を訪問し、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成等を行った場合に算定。
個別機能訓練加算	56 単位 (日)	専任の理学療法士等を一名以上配置しており、個別機能訓練計画を作成し機能訓練を適切に提供した場合に算定。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で計画を作成し、見直し等を行っていることが必要。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位 (日)	認知症の行動・心理症状により在宅での生活が困難であり、緊急に利用した場合、利用した日から起算して7日を限度として算定。
若年性認知症入所者受入加算	120 単位 (日)	若年性認知症入所者にサービスを提供した場合に算定。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定不可。
送迎加算	184 単位 (片道)	利用者の心身の状態、家族の事情等からみて送迎を行うことが必要な利用者に対して、その居宅とこもれびの郷との間の送迎を行う場合に算定。
口腔連携強化加算	50 単位 (回)	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定可能。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科医療機関の歯科医師又は歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていることが必要。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位 (日)	認知症の入居者の割合が一定数以上であり、認知症介護実践リーダー研修を修了した職員を一定数以上配置した場合に算定。 さらに、認知症介護指導者研修を修了している職員を一名以上配置した場合に算定。※（Ⅰ）、（Ⅱ）のいずれかのみ算定
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位 (日)	
療養食加算	8 単位	療養食（糖尿病食等）を提供したときに、1日につき3回を限度として算定。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位 （月）	（Ⅱ）の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合において、職員間の適切な役割分担の取組等を行い、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提供した場合に算定。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位 （月）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催した上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合において、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合に算定。 ※（Ⅰ）、（Ⅱ）のいずれかのみ算定
長期利用者減算	要支援 1 要支援 2	連続して30日を超えた場合に1日につき、 介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の75に相当する単位数を算定する。 介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	14 %	介護職員等の処遇を改善した場合に、総合計単位数の1000分の140に相当する単位数を算定。

別紙 ①

当施設の滞在費・食費の負担額(ショートステイ)

利用者負担段階	対象者		居住費(居住の種類により異なります)		食費	
			多床室「相部屋」	従来型個室		
第1段階	生活保護受給者		0円/日 (0円/月)	380円/日 (1.2万円/月)	300円/日 (1.0万円/月)	
	市町村民税 世帯非課税	老齢福祉年金受給者				
第2段階	市町村民税 世帯非課税	預貯金等が単身で 650万円、夫婦 で1650万円以下 の方	年金収入等※が80 万円以下の方	430円/日 (1.3万円/月)	480円/日 (1.5万円/月)	600円/日 (1.8万円/月)
第3段階①		預貯金等が単身で 550万円、夫婦 で1550万円以下 の方	年金収入等が80万 円超120万円以下 の方	430円/日 (1.3万円/月)	880円/日 (2.7万円/月)	1,000円/日 (3.0万円/月)
第3段階②		預貯金等が単身で 500万円、夫婦 で1500万円以下 の方	年金収入等が120 万円超の方	430円/日 (1.3万円/月)	880円/日 (2.7万円/月)	1,300円/日 (3.9万円/月)
第4段階		上記以外の方 配偶者が市町村民税課税の方		915円/日 (2.8万円/月)	1,231円/日 (3.7万円/月)	1,650円/日 (5.0万円/月)

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額

※食費は通常1日1,650円（朝食400円 昼食750円 夕食500円）ですが、市町村発行の介護保険特定負担限度額認定証をお持ちのご利用者様については、上記の食費になります。ただし、入所退所日に三食を食べない場合は実際に食べた料金でいただきます。